

令和7年度

「非化石エネルギー等導入促進対策費補助金
(次世代燃料生産・利用技術開発事業費のうち、
合成燃料(e-fuel)等導入促進事業)」

公募要領

令和7年6月

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

経済産業省・資源エネルギー庁からの補助金に係る非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（次世代燃料生産・利用技術開発事業費のうち、合成燃料（e-fuel）等導入促進事業）についてエネルギー供給構造高度化事業コンソーシアムが公募を行いますので、交付を希望される事業者は、本要領に基づき申請されるようご案内いたします。

1. 事業の目的

2050 年カーボンニュートラルへの移行を実現するためには、エネルギー部門における、化石燃料由来の CO2 排出削減に向けた取組が必要不可欠となっています。そこで、水素と二酸化炭素を合成して製造される合成燃料等次世代燃料（非化石）はカーボンニュートラル実現の切り札となる燃料であり、これらのインフラ整備、技術実証、環境整備に取組み、化石燃料由来の CO2 排出削減をさらに推進することが必要となっています。

このような中、当補助金は、民間団体等が合成燃料（e-fuel）等の次世代燃料の製造、安定供給を確保していくための環境整備等（次世代燃料の安定供給促進事業）に要する経費を助成し、カーボンニュートラルの実現に向けて、足下の石油の安定供給を損ねることなく、化石燃料供給の低減、ならびに化石燃料から非化石燃料への転換を促すことを目的とします。

2. 事業の内容

（1）事業概要

合成燃料（e-fuel）等導入促進事業では、バイオ燃料（バイオエタノール、バイオメタノール等を含む）、e-fuel 等の次世代燃料（非化石）の製造、安定供給を確保していくための環境整備等（次世代燃料の安定供給促進）に要する経費を補助します。

合成燃料（e-fuel）等導入促進事業の遂行に係る業務については、「非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（次世代燃料生産・利用技術開発事業費のうち、合成燃料（e-fuel）等導入促進事業）交付規程」（以下、「交付規程」という。）等により実施します。

	予算規模	補助率	予算超過時の圧縮 (※)
令和7年度予算	約24億円	設備投資事業 1／3以内 技術実証事業 2／3以内	あり

※ 申請者からの補助金申請額の合計が国の予算額に基づきコンソーシアムが定める金額を超え、かつ本補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、技術審査委員会及びコンソーシアムは補助金額を減ずることがあります。その場合、補助率は上記を下回ります。最終的な実施内容、交付決定額については、採択決定後、コンソーシアムと調整した上で決定するものとします。

(2) 補助対象事業者の事業内容

補助対象事業者は、事業内容が次のいずれかを満たす者とします。

- ① 石油精製業者
- ② 次世代燃料（非化石）の製造を行う計画のある者
- ③ 次世代燃料（非化石）のサプライチェーンの構築に資する事業を行う計画のある者
- ④ 上記に向けた、調査、実験、技術実証等による環境整備を行う計画のある者
- ⑤ その他、上記に準じる事業者として、コンソーシアムが認めた事業者

(3) 補助対象事業者

補助対象事業者は、以下の要件を全て満たした企業・団体等とします。

- ① 事業を実施する地域、または検討段階の場合は、事業実施計画地（日本国内に限る。）に拠点を有していること。
- ② 事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ コンソーシアムが提示する交付規程に同意すること。
- ⑤ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要綱(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号一覧に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑥ 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- ⑦ 経済産業省におけるEBPMに関する取組に協力すること。

※EBPM (Evidence Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

- ⑧ 採択者の決定後速やかに採択結果（（ア）採択日、（イ）採択事業者）を公表することに同意すること。
- ⑨ 交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）について、ジーBizインフォ (<https://info.obiz.go.jp/>) に掲載されることに同意すること。
- ⑩ 別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項のいずれにも該当しないこと。

(4) 補助対象経費

補助対象経費は、以下に要する経費とします。

区分	事業内容	補助対象範囲
設備投資事業	間接補助事業者が、バイオ燃料（バイオメタノール、バイオエタノール等を含む）や e-fuel 等の次世代燃料（非化石）の製造を行うための設備導入、既存設備の改造又は移設を行う事業	① 基本設計（事業の実施を判断するための投資額、効果を把握するための P & I 作成、機器リスト作成、プロット作成） ② 詳細設計（工事用設計図面作成、機器製作図作成、および工事計画図面作成等） ③ 機器調達 ④ 現場工事等 ⑤ その他上記に準ずるものとして、コンソーシアムが認めるもの
技術実証事業	間接補助事業者が、バイオ燃料（バイオメタノール、バイオエタノール等を含む）や e-fuel 等の次世代燃料（非化石）の安定供給に向けた調査、実験、技術実証等を行う事業	<技術実証に関する事業> ① パイロットプラント～商用機による実証等を含む検討事業 ア 次世代燃料（非化石）製造のための処理検討 イ 次世代燃料（非化石）製造のための設備等の運転検討 ② 基本計画作成 ③ 概略事業計画作成 ④ 概略予算の作成 ⑤ ベンチプラントによる案件の検討等 ⑥ その他上記に準ずるものとして、コンソーシアムが認めるもの
		<調査、実験等に関する事業> ① 次世代燃料（非化石）製造等を行う事業を具体化するための検討・調査 ② 次世代燃料（非化石）の品質検討・調査・実験 ③ 次世代燃料（非化石）を使用する機器の適合性に関する検討・調査・実験 ④ 次世代燃料（非化石）のサプライチェーンに使用する機器の適合性に関する検討・調査 ⑤ その他上記に準ずるものとして、コンソーシアムが認めるもの

(5) 補助率

補助率は、事業の区分ごとに、

- ① 設備投資事業に当たっては1／3以内
- ② 技術実証事業（技術実証に関する事業及び調査、実験等に関する事業）
に当たっては2／3以内とします。

ただし、同一の締め切りにおいて、予算の範囲を超えた場合は、これを下回ることがあります。

(6) 事業予算

事業予算（補助金額の合計額）は、約2, 367百万円です。

3. 技術審査委員会

(1) 申請事業の審査

採択は、公募期間に提出された提案書（様式第1の2）等に基づいた説明資料（パワーポイントのテンプレート参照）に基づき、コンソーシアムの外部有識者で構成される第三者審査委員会「技術審査委員会」で審査の上、決定するものとします。

応募期間締め切り後、必要に応じて提案に関するヒアリングの実施や追加資料の提出を求めることがあります。また、申請書類の不足等、不備がある場合は、要件不適として選定されない場合があります。

(2) 審査日時

■ 第1回技術審査委員会（予定）

令和7年7月10日（木） 11：00～

■ 第2回技術審査委員会（予定）

令和7年7月11日（金） 12：30～

第1回技術審査委員会は、令和7年7月10日（木）を予定し、応募状況により、第2回は7月11日（金）を予定しています。

なお、応募状況や委員会の都合により、変更となる可能性があります。

(3) 審査に係る評価項目

審査については、①設備の導入、改造、移設、②技術実証事業、③調査・実験等の各々について以下の審査基準に基づき、総合的な評価を行います。

審査に係る評価項目

【設備の導入、改造、移設】の評価項目

1 事業の実施方針	基礎点項目	加点項目
1-1 事業目的	事業目的は、国内市場全体の次世代燃料（非化石）等の製造又は安定供給を確保していくための環境整備等の促進に資するか。	国内の化石燃料市場の変革を促し、次世代燃料（非化石）等の導入促進につながるものとなっているか。
1-2 事業内容	事業内容は、前項の目的達成に向けての事業内容が網羅されて提案されているか。	次世代燃料（非化石）の製造・供給促進に向けた実現の方策が念頭に置かれているか。
1-3 国内への適用	国内市場（あるいは、提案者の国内拠点）等への適用を目標としているか。	

2 事業の実施体制	基礎点項目	加点項目
2-1 関連実績・専門的知識	組織として、提案事業に関する類似の業務若しくは燃料製造又は供給促進に関連する業務の実施経験があるか。	次世代燃料（非化石）等の製造又は供給促進に関する専門的知識を有する体制となっているか。
2-1 経営方針等	燃料製造・供給又は環境整備等に関わる経営方針及び経営戦略・経営計画等における当該事業の位置づけ又は経営者のコミットメントがあるか。	次世代燃料（非化石）等の製造又は供給促進を見据えた長期的な経営方針等があるか。
2-2 カーボンニュートラルの実現	提案者にカーボンニュートラルの実現に向けた経営計画・経営戦略等があるか又は国内のカーボンニュートラルの実現に向けた提言、事業展開を実施しているか。	カーボンニュートラルの実現に向けた具体的な数値目標を掲げているか。
2-4 財務基盤、資金計画等	事業を実施する上で適切な財務基盤を有し、具体的な費用の算出をもとに資金計画を立てているか。	
2-5 体制	事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる管理部分について提案者自身が実施し、適切な分担ができているか。	

3 事業内容	基礎点項目	加点項目
3-1 導入、改造、移設する設備	導入、改造、移設する設備は、次世代燃料（非化石）等の製造又は供給促進に資するものとなっているか。	導入、改造、移設する設備は、網羅的、具体的かつ明確になっているか。
3-2 次世代燃料（非化石）等のニーズのとらえ方	次世代燃料（非化石）等の国内外の市場ニーズ、または、申請者自身のニーズは適切に分析されているか。	国内市場において顕在化している課題、さらには今後将来を見据えての課題を適切にとらえられているか。
3-3 目標とする次世代燃料（非化石）等	製造あるいは供給促進する次世代燃料（非化石）等の品質性状、混合比率の目標は妥当か。	製造目標量、あるいは供給目標量はニーズ等を把握して適切に設定されているか。
3-4 製造、供給工程	次世代燃料（非化石）等の製造又は供給に係るプロセスは明確か。	技術的妥当性、経済的合理性は示されているか。
3-5 サプライチェーン	次世代燃料（非化石）等の製造の場合の原料の供給元、あるいは供給促進の場合は次世代燃料（非化石）の製造元は明確か。	事業継続を見据えて上流側のサプライチェーンは分析されているか。
3-6 成果の展開	事業の成果を国内市場に反映させる計画があるか。	次世代燃料（非化石）等の製造又は安定供給促進の事業化に向けての具体的な計画が示されているか。
3-7 実施スケジュール	申請事業の実施スケジュール、工程は、具体的かつ妥当性があるか。	

4 社会的要請への対応	基礎点項目	加点項目
4-1 賃金引き上げ及びワークライフバランスの推進	なし	○賃金引き上げ計画を有しているか ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ○青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

【技術実証事業】の評価項目

1 事業の実施方針	基礎点項目	加点項目
1-1 事業目的	事業目的は、国内市場全体の次世代燃料（非化石）等の製造又は安定供給を確保していくための環境整備等の促進に資するか。	国内の化石燃料市場の変革を促し、次世代燃料（非化石）等の導入促進につながるものとなっているか。
1-2 事業内容	事業内容は、前項の目的達成に向けての事業内容が網羅されて提案されているか。	次世代燃料（非化石）の製造・供給促進に向けた実現の方策が念頭に置かれているか。
1-3 国内への適用	国内市場（あるいは、提案者の国内拠点）等への適用を目標としているか。	
2 事業の実施体制	基礎点項目	加点項目
2-1 関連実績・専門的知識	組織として、提案事業に関する類似の業務若しくは燃料製造又は供給促進に関連する業務の実施経験があるか。	次世代燃料（非化石）等の製造又は供給促進に関する専門的知識を有する体制となっているか。
2-1 経営方針等	燃料製造・供給又は環境整備等に関わる経営方針及び経営戦略・経営計画等における当該事業の位置づけ又は経営者のコミットメントがあるか。	次世代燃料（非化石）等の製造又は供給促進を見据えた長期的な経営方針等があるか。
2-2 カーボンニュートラルの実現	提案者にカーボンニュートラルの実現に向けた経営計画・経営戦略等があるか又は国内のカーボンニュートラルの実現に向けた提言、事業展開を実施しているか。	カーボンニュートラルの実現に向けた具体的な数値目標を掲げているか。
2-4 財務基盤、資金計画等	事業を実施する上で適切な財務基盤を有し、具体的な費用の算出をもとに資金計画を立てているか。	
2-5 体制	事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる管理部分について提案者自身が実施し、適切な分担ができていくか。	
3 事業内容	基礎点項目	加点項目
3-1 実証する対象	実証する対象は、次世代燃料（非化石）等の製造又は供給促進に資するものとなっているか。	実証する対象は、具体的かつ明確になっているか。
3-2 次世代燃料（非化石）等のニーズのとらえ方	次世代燃料（非化石）等の国内外の市場ニーズ、または、申請者自身のニーズは適切に分析されているか。	国内市場において顕在化している課題、さらには今後将来を見据えての課題を適切にとらえられているか。
3-3 事業の成果目標	前項の課題解決のための成果目標は適切に設定されているか。	成果は、次世代燃料（非化石）等の製造又は供給促進の実現を見据えているか。
3-4 実証方法	成果を得るための技術実証の方法は目的に対して妥当か。	技術的妥当性、経済的合理性は示されているか。
3-5 サプライチェーン	製造又は供給に関するサプライチェーンの考察はされているか。	事業継続を見据えて上流側のサプライチェーンは分析されているか。
3-6 成果の展開	事業の成果を国内市場に反映させる計画があるか。	次世代燃料（非化石）等の製造又は安定供給促進の事業化に向けての具体的な計画が示されているか。
3-7 実施スケジュール	申請事業の実施スケジュール、工程は、具体的かつ妥当性があるか。	
4 社会的要請への対応	基礎点項目	加点項目
4-1 賃金引き上げ及びワークライフバランスの推進	なし	○賃金引き上げ計画を有しているか ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ○青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

【調査・実験等】の評価項目

1 事業の実施方針	基礎点項目	加点項目
1-1 事業目的	事業目的は、国内市場全体の次世代燃料（非化石）等の製造又は安定供給を確保していくための環境整備等の促進に資するか。	国内の化石燃料市場の変革を促し、次世代燃料（非化石）等の導入促進につながるものとなっているか。
1-2 事業内容	事業内容は、前項の目的達成に向けての事業内容が網羅されて提案されているか。	次世代燃料（非化石）の製造・供給促進に向けた実現の方策が念頭に置かれているか。
1-3 国内への適用	国内市場（あるいは、提案者の国内拠点）等への適用を目標としているか。	

2 事業の実施体制	基礎点項目	加点項目
2-1 関連実績・専門的知識	組織として、提案事業に関する類似の業務若しくは燃料製造又は供給促進に関連する業務の実施経験があるか。	次世代燃料（非化石）等の製造又は供給促進に関する専門的知識を有する体制となっているか。
2-1 経営方針等	燃料製造・供給又は環境整備等に関わる経営方針及び経営戦略・経営計画等における当該事業の位置づけ又は経営者のコミットメントがあるか。	次世代燃料（非化石）等の製造又は供給促進を見据えた長期的な経営方針等があるか。
2-2 カーボンニュートラルの実現	提案者にカーボンニュートラルの実現に向けた経営計画・経営戦略等があるか又は国内のカーボンニュートラルの実現に向けた提言、事業展開を実施しているか。	カーボンニュートラルの実現に向けた具体的な数値目標を掲げているか。
2-4 財務基盤、資金計画等	事業を実施する上で適切な財務基盤を有し、具体的な費用の算出をもとに資金計画を立てているか。	
2-5 体制	事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる管理部分について提案者自身が実施し、適切な分担ができているか。	

3 事業内容	基礎点項目	加点項目
3-1 調査・実験等の対象	調査・実験等の対象は、次世代燃料（非化石）等の製造又は供給促進に資するものとなっているか。	調査・実験等の対象は、具体的かつ明確になっているか。
3-2 次世代燃料（非化石）等のニーズのとらえ方	次世代燃料（非化石）等の国内外の市場ニーズ、または、申請者自身のニーズは適切に分析されているか。	国内市場において顕在化している課題、さらには今後将来を見据えての課題を適切にとらえられているか。
3-3 事業の成果目標	前項の課題解決のための成果目標は適切に設定されているか。	成果は、次世代燃料（非化石）等の製造又は供給促進の実現を見据えているか。
3-4 調査・実験等の方法	成果を得るための調査・実験等の方法は目的に対して妥当か。	技術的妥当性、経済的合理性は示されているか。
3-5 サプライチェーン	製造又は供給に関するサプライチェーンの考察はされているか。	事業継続を見据えて上流側のサプライチェーンは分析されているか。
3-6 成果の展開	事業の成果を国内市場に反映させる計画があるか。	次世代燃料（非化石）等の製造又は安定供給促進の事業化に向けての具体的な計画が示されているか。
3-7 実施スケジュール	本年度事業の実施スケジュール、工程は、具体的かつ妥当性があるか。	

4 社会的要請への対応	基礎点項目	加点項目
4-1 賃金引き上げ及びワークライフバランスの推進	なし	○賃金引き上げ計画を有しているか ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くみん認定企業・プラチナ認定企業） ○青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

※加点項目については、記載があれば加点する。

（４）採択結果の公表及び通知

技術審査の結果、採択された提案者（申請者）については、コンソーシアム及び資源エネルギー庁のホームページ等で公表するとともに、当該提案者に対しその旨を通知します。

採択された提案者は、その後、交付申請を行ってください（採択の段階ではまだ交付決定ではございません）。採択決定後から交付決定までの間に、コンソーシアムとの協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があることに留意ください。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合があるので御了承ください。

4. 間接補助事業の実施

(1) 交付申請と交付決定

採択通知後、交付申請書（様式第1）に添付資料をつけて交付申請を行ってください。添付資料は提案書へ添付した資料に変更がない場合は省略して構いませんが、採択決定後から交付申請までの間に変更が生じた場合は最新の添付資料を添付してください。

交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。交付決定の通知があった日以降に間接補助事業を開始してください。

(2) 間接補助事業実施期間

交付決定日以降に間接補助事業を開始してください。

間接補助事業は、確定検査の時間も考慮し、原則として工事実施を令和8年2月末または3月上旬までに完了し、実績報告書を作成する工程としてください。工事内容に応じて、早期終了も可能とします。

実績報告書は、令和8年3月15日まで（できる限り平日の3月13日（金）まで）に提出してください。

(3) 確定検査

事業終了後、間接補助事業者が提出する実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査で支出の事実を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の確認及び支出額及び内容の厳格な審査を行い、支払額を確定するものとします。支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したとみられる費用の合計とします。

支払額の確定方法について不明な点は、以下のリンク先に記載している事務処理マニュアルに従い、決定するものとします。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf

5. 公募期間及び書類提出先

(1) 公募説明会の開催

公募説明会を以下の通り、Teams により実施します。

■ 公募説明会

令和7年6月27日（金）15：00から実施します。

出席を希望する場合は、ホームページに記載する URL からご参加ください。

「Microsoft Teams」が利用できない場合は概要を共有するので、下記の問い合わせメールアドレスに、その旨を連絡してください。

(2) 公募期間及び締め切り

■ 公募開始

令和7年6月26日（木）から

■ 公募締め切り

第1次締め切り：令和7年7月10日（木）10：00

その後、随時受付

令和7年6月26日（木）より公募を開始し、以上の通り第1次締切日を設定します。なお、その後は事業予算の範囲内で随時受付を行います。

(3) 応募に関する提出書類（提案書等）

公募期間内に、以下の提出書類を、電子データにより提出してください。なお、技術審査委員会向けに、提案事業の要点をまとめた説明資料を別途作成すること（テンプレートを参照）。

また、提出書類については、押印を省略することができます。

ア 提出書類（電子データによる提出）

①提案書（様式第1の2）

イ 添付資料（電子データによる提出）

①申請者の営む主な事業（会社、事業所のパンフレット等）

②申請者の資産及び負債に関する事項（会社概要、事業概要（直近の決算報告書、株主総会の事業報告等）等）

③申請者の役員等名簿（別紙1）

④実施体制図（別紙2）

⑤実施計画書（様式第2）

(4) 採択後の交付申請における提出書類（交付申請書等）

採択決定となりましたら、以下の提出書類を、電子データにより提出してください。添付書類は提案書へ添付した書類を基本としますが、採択決定後から交付申請までの間に変更が生じた場合は最新の添付資料を添付してください。

また、提出書類については、押印を省略することができます。

① 提出書類

交付申請書（様式第1）

(5) 提出先、問合せ先

電子データを hikaseki@cros2.jp への提出とし、締切必着とします。

送信ができない大きなファイルは、分割送信または、オンラインストレージサービスを活用する等により提出してください。

■問い合わせ先

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

次世代燃料の安定供給促進事業担当

今村、本田、多田、堀野、川村、坂井、増田

住所：〒231-0014

神奈川県横浜市中区常盤町3丁目24番地 サンビル4階

E-mail : hikaseki@cros2.jp

TEL : 050-5211-5407

(6) 資料の配布について

公募要領等の資料については、コンソーシアムで配布します。

6. その他

(1) 成果に係るデータ提出

補助事業者は、事後評価のため、補助事業完了後、事業成果に係る1年間のデータを取得し、コンソーシアムに提出してください（別途指示）。

(2) 複数年事業について

複数年度事業に係る内容は、以下のとおりです。

①本補助金の交付決定は、単年度ごとの事業に対して行われるため、複数年度事業については、次年度以降にも交付申請手続きを行っていただきます。

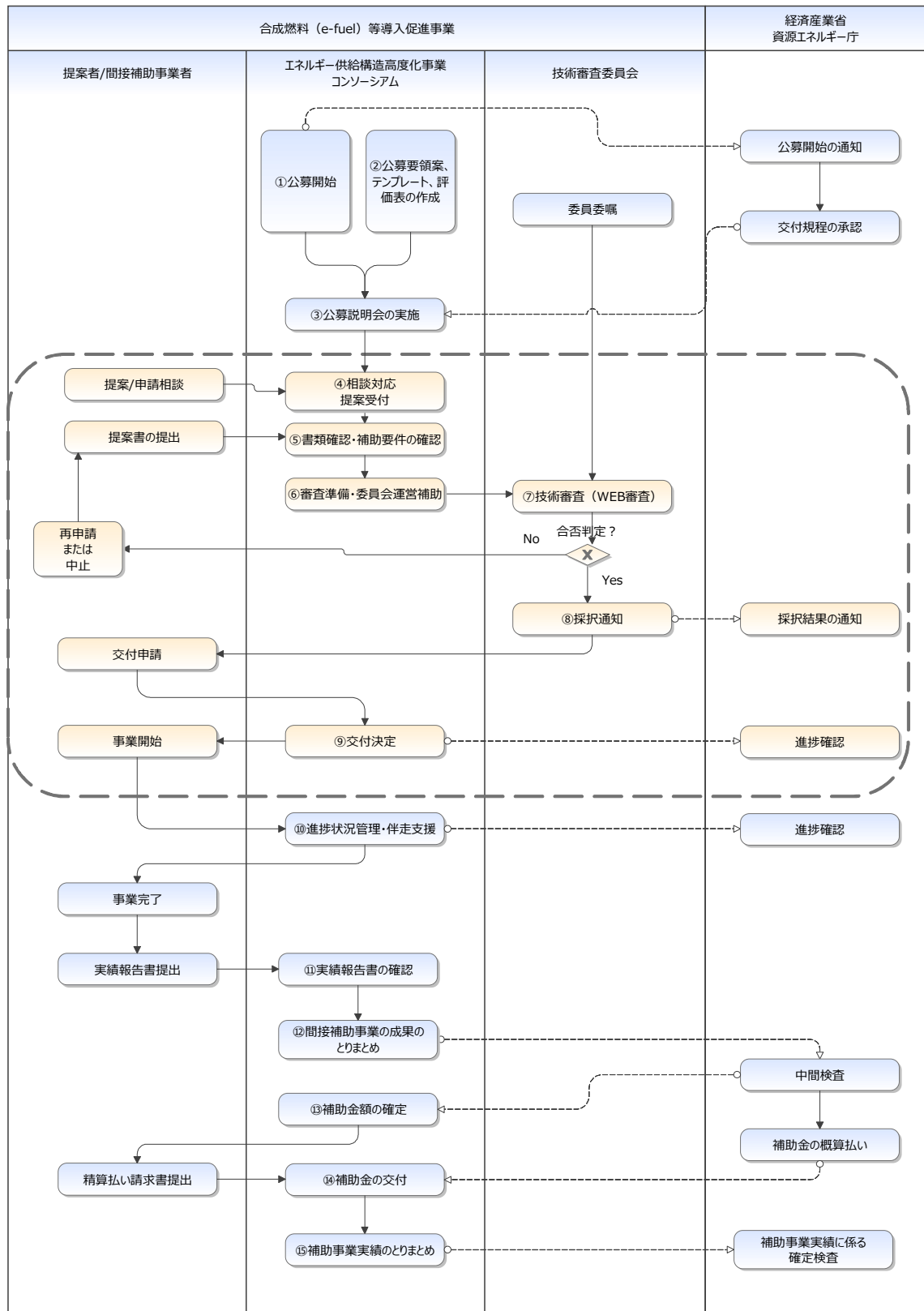
- ②各年度に補助対象経費が発生し、その出来高に応じた支払いを完了する必要があります。
- ③各年度の補助対象経費について、工事契約の着手金、前渡金等を支払う場合及び出来高払いの場合は、各年度事業完了の時点でその金額相当の出来高がなければなりません。
- ④各年度の交付決定にあたり、次年度以降の交付決定を保証するものではありません。
従って、次年度に継続案件として申請された案件であっても、事業の内容に加え、事業の進捗状況、目標達成の可能性等について確認し、継続が不適切と判断された場合は、交付の対象とならない場合があります。
また、予算上やむを得ない場合には減額になることがあります。
- ⑤補助事業開始後、2年度目以降に中止又は廃止の場合は、既に交付した補助金の返還が必要になることがあります。

(3) ジービズインフォへの掲載について

国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進すべく、コンソーシアムが行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（交付決定先、交付決定日、法人番号）についても、ジービズインフォに原則掲載されることとなります。

(参考) 補助事業の流れ

補助事業の流れは以下の通り。



別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(様式第1の2)

令和 年 月 日

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 米川 泰平 殿

提案者 住 所
事業者名
代表者名

令和7年度非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（次世代燃料生産・利用技術開発事業費のうち、合成燃料（e-fuel）等導入促進事業）提案書

令和7年度非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（次世代燃料生産・利用技術開発事業費のうち、合成燃料（e-fuel）等導入促進事業）に係る公募要領に基づき、下記の通り提案します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、提案します。

記

1. 提案者（連名の場合は代表法人）の法人番号（13桁）

2. 間接補助事業の名称

3. 間接補助事業の目的及び内容

4. 間接補助事業の開始及び完了予定日

①開始予定日 年 月 日

②完了予定日 年 月 日

5. 間接補助事業に要する経費 円

6. 補助対象経費 円

7. 補助金申請予定額 円

(注 1) 提案書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 提案者の営む主な事業
2. 提案者の資産及び負債に関する事項
3. 提案者の役員等名簿（別紙 1）
4. 実施計画書（様式第 2）

(注 2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(様式第1)

令和 年 月 日

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 米川 泰平 殿

申請者 住 所
事業者名
代表者名

令和7年度非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（次世代燃料生産・利用技術開発事業費のうち、合成燃料（e-fuel）等導入促進事業）交付申請書

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（次世代燃料生産・利用技術開発事業費のうち、合成燃料（e-fuel）等導入促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 申請者（連名の場合は代表法人）の法人番号（13桁）

2. 間接補助事業の名称

3. 間接補助事業の目的及び内容

4. 間接補助事業の開始及び完了予定日

①開始予定日 年 月 日

②完了予定日 年 月 日

5. 間接補助事業に要する経費 円

6. 補助対象経費 円

7. 補助金交付申請額 円

(注1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付または別途提出すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 申請者の役員等名簿（別紙1）
4. 実施計画書（様式第2）

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(別紙 1)

役員等名簿

[illegible]

(注) 役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

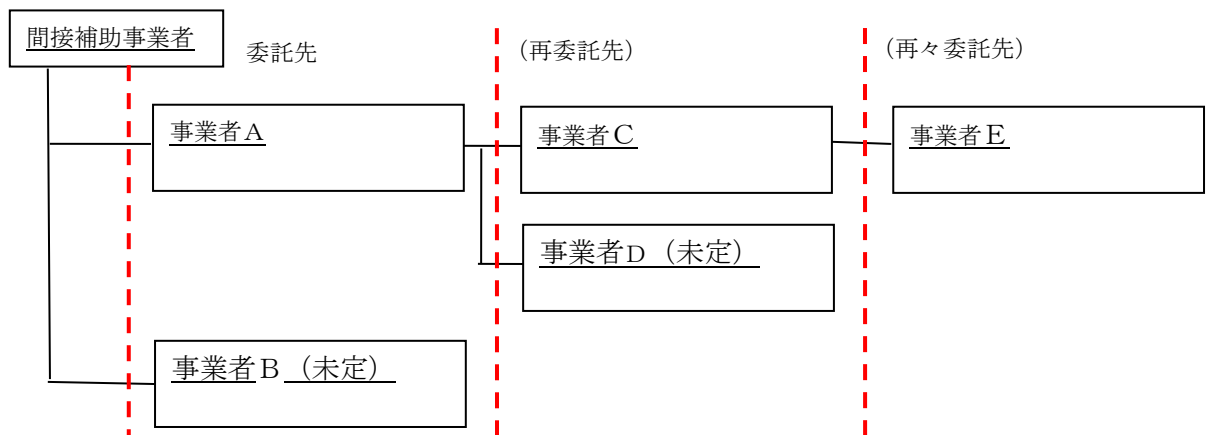
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(別紙2)

実施体制図

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
事業者A（	委託先	東京都〇〇区……	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者B 未定	外注先	〃	〃	〃
事業者C	再委託先(事業者Aの委託先)	〃	〃	〃
事業者D 未定 (再委託先)	再委託先(事業者Aの委託先)	〃	〃	〃
E（再々委託先）	再々委託先(事業者Cの委託先)	〃	〃	〃



【実施体制図に記載すべき事項】

- ・間接補助事業の一部を第三者に委託する場合については、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、間接補助事業との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。

(様式第2)

令和7年度非化石エネルギー等導入促進対策費補助金(次世代燃料生産・利用技術開発事業費のうち、合成燃料(e-fuel)等導入促進事業)実施計画書

1. 間接補助事業の名称

2. 間接補助事業の区分

区分	事業内容	該当するものに丸印(○)
設備投資事業	設備の導入、改造、移設に関する事業	
技術実証事業	技術実証に関する事業	
	調査、実験等に関する事業	

3. 間接補助事業の目的

4. 間接補助事業内容(詳細)

5. 詳細工程

(1) 間接補助事業の開始予定及び完了予定日

①開始予定年月日 令和 年 月 日

②完了予定年月日 令和 年 月 日

(2) 間接補助事業の実施予定スケジュール

(別表様式第1)に記載

6. 間接補助事業者及びその事業所の概要

(1) 事業者名及び法人番号

(2) 間接補助事業を実施する事業所名及び所在地

(3) 連絡先

①事業管理者の連絡先

②経理担当者の連絡先

7. 財政・資金計画、実施体制等

(1) 所要資金計画

①所要資金計画

(別表様式第2)に記載

②間接補助事業に要する予定経費、補助対象予定経費及び補助金交付申請予定額

(別表様式第3)に記載

(2) 資金調達計画

(別表様式第4)に記載

(3) 間接補助事業実施体制

8. 賃金引き上げ計画

※賃金引き上げ計画があれば、その引き上げ時期及び給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率等

9. ワーク・ライフ・バランスの取組み

※えるぼし、くるみん、ユースエールの認定状況と認定年

10. その他

(1) 他の補助事業等との関係

(2) 許認可、権利関係等間接補助事業実施の前提となる事項

(3) その他間接補助事業実施上問題となる事項

別記 間接補助事業内容（詳細）に記載する項目

4. 間接補助事業内容（詳細）には、（１）設備の導入、改造、移設、（２）技術実証、（３）調査・実験等の各々の区分に応じて、記載すべき項目を以下の通り例示する。

申請事業の実情により、該当しないものも含めて、これらの全ての項目がわかるように工夫して記載する。

（１）設備の導入、改造、移設事業

- ・ 導入、改造、移設する設備
- ・ 実績、専門的知識
- ・ 次世代燃料（非化石）等のニーズのとらえ方
- ・ 目標とする次世代燃料（非化石）等
- ・ 製造、供給工程
- ・ 製造原料の供給元あるいは供給製品の製造元
- ・ 成果の展開

（２）技術実証

- ・ 実証する対象
- ・ 次世代燃料（非化石）等のニーズのとらえ方
- ・ 事業の成果目標
- ・ 実証方法
- ・ 製造原料の供給元あるいは供給製品の製造元
- ・ 成果の展開

（３）調査・実験等

- ・ 調査・実験等の対象
- ・ 次世代燃料（非化石）等のニーズのとらえ方
- ・ 事業の成果目標
- ・ 調査・実験等の方法
- ・ 製造原料の供給元あるいは供給製品の製造元
- ・ 成果の展開

(別表様式第1)

間接補助事業の実施予定スケジュール（令和7年度）

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

（注）間接補助事業の項目毎に記載してください。

年度別の間接補助事業実施予定スケジュール

項目	令和 年度												令和 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(別表様式第2)

所要資金計画（令和 年度）

◇補助対象経費明細

(単位：円)

積算内訳	金 額
合 計	

◇間接補助事業者の補助対象経費内訳

(単位：円)

間接補助事業者	金 額
合 計	

- (注) 1. この表に準じて合計表を作成する。
2. 所要資金計画は、補助対象経費のみ記載する。
3. 積算内訳は、単価があるものは記載してください。

所要資金計画（総額）

◇補助対象経費明細

（単位：円）

積算内訳	金 額
合 計	

◇間接補助事業者の補助対象経費内訳

（単位：円）

間接補助事業者	金 額
合 計	

- （注） 1．この表に準じて合計表を作成する。
 2．所要資金計画は、補助対象経費のみ記載する。
 3．積算内訳は、単価があるものは記載してください。

(別表様式第3)

間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請予定額

＜令和 年度＞

(単位：円)

間接補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額

＜総額＞

(単位：円)

間接補助事業に要する予定経費	補助対象 予定経費	補助率	補助金交付申請 予定額

(注) 複数年度事業については、事業の完了までの各年度及び総額を本様式で作成すること。(過年度実績を含む)

(別表様式第4)

資金調達計画

<令和 年度>

(単位：円)

調達先	調達金額	備 考
補 助 金		
自己資金		
合 計		

<総額>

(単位：円)

調達先	調達金額	備 考
補 助 金		
自己資金		
合 計		

(注) 調達金額は、事業総額に係る間接補助事業に要する経費について記載する。